

# 八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内において八尾市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という）を交付し、耐震診断を行うことにより耐震化を促進するとともに、地震に対する安全意識の向上を図り、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という）第 2 条第 1 号に規定する建築物で、かつ、一戸建住宅、長屋住宅又は、共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る）をいう。
- (2) 木造住宅 前号に規定する住宅で、その構造が木造のものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する技術上の指針に基づき耐震診断技術者が建築物の耐震性について判定する診断、その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (4) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (5) 耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者をいう。
  - ア 木造住宅の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者をいう。
    - (ア) 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成 24 年度以降に主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士
    - (イ) 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成 24 年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という）の建築物の耐震診断においては、建築士法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する一級建築士又は二級建築士で国土交通大臣又は都道府県知事が指定する耐震診断講習会を受講し、受講修了者として登録した者

## (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間の既存建築物（以下「補助対象建築物」という）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、既に本市の耐震診断に関する要綱に基づき耐震診断を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること。
- (2) 住宅で、現に居住しているもの（ただし、木造住宅については、これから居住するものも含

む。)又は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下、「特定既存耐震不適格建築物」という)で、現に使用しているもの。

#### (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という)は、前条に規定する補助対象建築物の所有者(区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体)とする。

#### (補助内容)

第5条 市は、補助対象者が行う耐震診断について、予算の範囲内において次の各号に掲げる額を補助するものとする。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断及び予備診断に要した費用(補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ)の 2 分の 1 とする。ただし、1,000,000 円を限度とする。
- (2) 木造以外の住宅については、1 戸につき 25,000 円として算出した金額と前号の規定による額のいずれか低い額を限度とする。
- (3) 木造住宅については、耐震診断に要した費用の 11 分の 10 以内で、かつ、1 戸につき 50,000 円又は 1,100 円/㎡のいずれか低い額を上限とする。

また、長屋住宅又は共同住宅については、上記に加えて、全体で 200,000 円を上限とする。

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に着手する以前に、補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、当該建築物について申請者以外に所有者又は、占有者がいる場合においては、当該建築物の耐震診断を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていることを前提とし、次の各号に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 当該建築物の所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意書(様式第 2 号)又は、協議が整っていることが確認できる書類
- (2) 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者の同意書(様式第 2 号)

#### (補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

#### (耐震診断の着手)

第8条 前条第 1 項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という)は、当該通知書を受け取った日から 90 日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直

ちに着手届（様式第 5 号）により市長に届出なければならない。

（耐震診断の取下げ）

第9条 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに補助金交付申請取下届（様式第 6 号）により市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の届出があったときは、第 7 条第 1 項の補助金の交付が取り消されたものとみなす。

（耐震診断の中止）

第10条 補助決定者は、耐震診断の着手後において、やむを得ない事情等により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに耐震診断中止届（様式第 7 号）により市長に届出なければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。

2 市長は、前項の規定による耐震診断中止届の届出があったときは、第 7 条第 1 項の補助金の交付が取り消されたものとみなす。

（耐震診断の報告）

第11条 補助決定者は、耐震診断終了後 30 日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）以内又は第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた年度の 2 月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第 8 号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、請求書に必要書類を添えて、当該通知に定める確定額を市長に請求するものとする。

2 補助決定者が前項の補助金の交付を請求するにあたり、その請求及び受領の権限を耐震診断を行った耐震診断技術者に委任する場合は、請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第 9-2 号）等の必要書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
  - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- 2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金を既に交付しているときは、返還命令書（様式第 11 号）により、期限を定めてその補助金の返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第17条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。